

政令指定都市への移行に伴う今後解決すべき主な課題について

1 行政区の設置に関すること

(1) 選挙管理委員会の設置

＜合併後から指定都市移行前＞

旧浜松市を除く旧市町村ごとに分室を置き、それぞれが事務を分担。

＜指定都市移行後＞

行政区ごとに選挙管理委員会を設置。(法定必置)

- ◆選挙事務の執行に関すること、選挙人名簿の調製及び保管に関すること、選挙公報に関すること、期日前投票所及び不在者投票に関すること、ポスター掲示場に関すること等、選挙事務、国民審査事務、国民投票事務、直接請求事務について、7選管の事務が生じた。

例) 28人の委員選任(委員報酬の増加)

期日前投票所を行政区ごとに設置しており、有権者は当該区以外では投票できない。

- ◆行政区ごとに明るい選挙推進協議会を置くこととなり、7選管の事務局事務が生じた。

(2) 区役所事務

◆戸籍、住民基本台帳事務

- ・市民の利便性を高めるため、大半の手続きを居住地の区に限定しない取扱いとする一方、法令の規定により、本籍地・居住地の区でしか手続きできないものがある。
- ・居住区に限定しない取扱いとすることにより、区ごとに届書の管理、保管、関係市町への届書発送(戸籍事務)、関係各区への届書の写しの発送(住民基本台帳事務)等の内部事務が発生している。

◆福祉関係事務

- ・福祉事務所を区の組織としたこと、行政区ごとに同数・7つの福祉事務所を設置したことにより、7つの福祉事務所と本庁の8組織が並列することとなり、法令の規定・基準等に基づく全市均質なサービスを提供するための対応が必要。
- ・保健師や栄養士等、専門職員を各区に分散配置したため、少数配置の部署では、産休・育休取得の場合の代替職員の配置やOJTが困難な場合があり、専門職間の相互支援など業務継続のための対応が必要。地区担当制における母子保健分野への偏り。
- ・障害者自立支援法(H18.4.1施行)に基づき、福祉事務所の数に合わせる形でH21.3月に区自立支援連絡会を設置したため、各区の社会福祉課による運営事務、議題や参加者の重複が生じた。

(3) 公共的団体の組織体制の区単位組織の設置

◆民生委員児童委員協議会

<合併後から指定都市移行前>

市民生委員児童委員協議会の下に3支部を設置。

<指定都市移行後>

区単位で民生委員児童委員協議会を設置。

- ・市・区・地区の3層構造の協議体となり、組織が複雑化。
- ・各区の社会福祉課による運営事務の増。

◆保護司会

<合併後から指定都市移行前>

浜松、浜北、中磐田、湖西、引佐、周智、北磐田地区の7区域にて設置。

<指定都市移行後>

区単位で保護司会を設置。

- ・各区で同一内容の会議、研修会を実施することによる参加者の重複等が発生。

(4) 市民からの意見

昨年度実施した地区自治会連合会等を対象とした意見を聴く会等で、以下のような意見があった。

◆本庁と区役所の役割分担

- ・本庁と区が対等な関係ではなく上下の関係、二層であるとの誤解が生じ、同じ市職員でありながら、区役所職員（区民に向き合う職員）と本庁職員（企画立案、意思決定を担う職員）との意識の差異が見受けられるとの意見がある。

◆行政区の権限

- ・合併前の旧市町村役場と比較し、職員が減って予算や権限が与えられないとの市民意識
- ・行政区が特別地方公共団体である東京23区と同等の権限を有する（区役所が従来の市町村役場と同等である）との誤解

◆人為的なまちづくりの単位の形成

- ・人為的に7つの行政区を設置し、行政区を単位としたまちづくりや区民意識の醸成に努めたこと、地域の代表として行政区ごとに市議会議員を選出することにより、一つの基礎自治体としての意識を阻害しているとの意見がある。

2 市単独事業に関すること

- ・静岡県の単独事業のうち、指定都市が対象外となるものについて、一般財源により、県事業と同様の市単独事業を実施
主な事業：子ども医療費助成事業、重度障害者（児）医療費助成事業